

登別市特定不妊治療費(先進医療)等助成事業のご案内

登別市では、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した **先進医療にかかる費用や交通費の一部**を助成します。

●対象となる方(①~⑥のすべてに該当する方)

- ①先進医療を受けた治療期間の初日に婚姻(事実婚を含む)している夫婦であること。
- ②申請日に夫婦のいずれかが登別市内に住民登録していること。
- ③特定不妊治療以外の治療によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている方。
- ④治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ⑤申請日において、市税等の滞納がないこと。
- ⑥助成対象となる治療について、他の自治体で助成を受けていないこと。

●対象となる治療

先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われる治療が対象です。
※治療方法については、厚生労働省が先進医療技術として公表されているものであるため、増減することがあります。

○北海道内の医療機関で実施している先進医療○
PICSI、タイムラプス、EMMA/ALICE、SEET法、ERA、IMSI、
子宮内膜スクラッチ、二段階胚移植術、ERpeak、Zymot、子宮内フローラ



●助成内容

【治療費】

令和5年4月1日以降に開始された医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療の自己負担額の7割(3万5千円を上限)を助成。

医療保険(7割)	自己負担(3割)	+	先進医療(自己負担)
			上限3万5千円で助成(7割) 自己負担(3割)

【交通費】

1回の治療につき、5回まで助成。

自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離区分に応じ、通院に要した交通費の3分の2を助成。(距離区分で上限額設定あり) 交通費が基準額より低い場合は、かかった費用の3分の2を助成。


距離区分(片道) (自宅から医療機関まで)	基準額 (往復)	上限額(往復) 基準額 ×2/3	距離区分(片道) (自宅から医療機関まで)	基準額 (往復)	上限額(往復) 基準額 ×2/3
25kmを超え50kmまで	1,840円	1,226円	175kmを超え200kmまで	8,800円	5,866円
50kmを超え75kmまで	3,180円	2,120円	200kmを超え225kmまで	9,680円	6,453円
75kmを超え100kmまで	4,040円	2,693円	225kmを超え250kmまで	10,340円	6,893円
100kmを超え125kmまで	5,060円	3,373円	250kmを超え275kmまで	11,880円	7,920円
125kmを超え150kmまで	6,160円	4,106円	275kmを超える	12,540円	8,360円
150kmを超え175kmまで	7,920円	5,280円			

●助成回数

治療開始時の年齢	助成上限回数
40歳未満	1子ごとに6回まで
40～43歳未満	1子ごとに3回まで

- ※ 第2子以降の助成は、1子ごとに治療を受けた際の開始年齢。
- ※ 1回の治療とは、治療計画から「妊娠確認」等に至るまでの不妊治療の過程を指します。ただし、医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。
- ※ 他の自治体で助成を受けた回数を合算します。

●申請に必要な書類

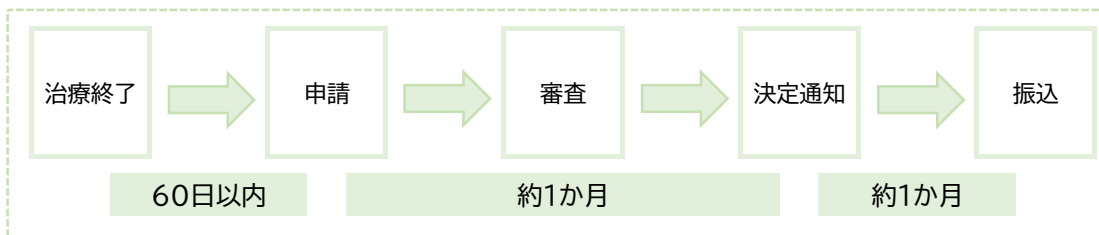
	必要な書類	備考
1	登別市特定不妊治療費(先進医療)等助成事業申請書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <small>登別市特定不妊治療費(先進医療)等 助成事業ウェブサイト</small>  </div> ども家庭センター窓口にて配布。 ウェブサイトからダウンロードできます。
2	登別市特定不妊治療費(先進医療)等助成事業受診等証明書	治療終了後に医療機関で作成してもらいます。 文書料は自己負担となります。
3	領収書その他支払い済みであることを証明できる書類	治療費や交通費の金額がわかる領収書・明細書の写し等。 交通費にかかる領収書等がない場合は、基準額を適用します。
4	住民票(世帯全員分)	申請日より3か月以内に発行されたもの。 続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。
5	振込先口座情報がわかる書類	通帳またはキャッシュカードの写し。
6	戸籍謄本(該当者のみ)	夫婦が別世帯または事実婚関係の方は提出が必要です。
7	事実婚関係に関する申立書(該当者のみ)	事実婚関係の方は提出が必要です。
8	遅延理由書(該当者のみ)	申請期限までに申請できなかった場合に提出が必要です。

●申請期限・申請の流れ

治療終了の日から60日以内の申請が必要です。

期限内に申請ができない場合は、ども家庭グループども家庭センターへ相談の上、遅延理由書を提出してください。

ども家庭グループども家庭センター窓口または郵送にて申請してください。



●○○ 申請窓口 ○●●

登別市保健福祉部ども家庭グループ ども家庭センター

〒059-0016 登別市片倉町6丁目9番地1 (登別市総合福祉センターしんた21内)

TEL:0143-85-0100